

広島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十六年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームあいあい	府中市桜が丘三丁目二番地 四	平成二六年三月二八日
老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設府中静和寮よつば館	府中市土生町一六三六一	平成二六年三月二八日